機関名 国立医薬品食品衛生研究所

所属研究機関長 職 名 所長

| 氏 名 合 | 田 幸広 |
|-------|------|
|-------|------|

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

| 1. | 研究事業名 | 食品の安全確保推進研究事業 | _ |
|----|-------|----------------------------------|---|
| 2. | 研究課題名 | 食品添加物の試験法の検討及び摂取量に基づく安全性確保に向けた研究 | |
| 3. | 研究者名 | (所属部局・職名) 食品添加物部・第一室長 | |
| | | (氏名・フリガナ) 多田 敦子・タダ アツコ | |

4. 倫理審査の状況

| | 該当性の有無 | | 左記で該当がある場合のみ記入 (※1) | | |
|-------------------------------------|--------|---|---------------------|--------|----------|
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査 (※2) |
| 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理 | | | 1 | | |
| 指針 (※3) | | Ø | | | |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | | Ø | | | |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 | | | | | |
| 等の実施に関する基本指針 | | Ø | | | |
| その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:) | | | | | |

^(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

| 研究倫理教育の受講状況 受講 ☑ 未受講 □ |
|------------------------|
|------------------------|

6. 利益相反の管理

| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 有☑ | 無 □(無の場合はその理由: |) |
|--------------------------|-----|------------------|---|
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 有☑ | 無 □ (無の場合は委託先機関: |) |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 有☑ | 無 □(無の場合はその理由: |) |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 有 □ | 無 ☑ (有の場合はその内容: |) |

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

機関名 国立医薬品食品衛生研究所

所属研究機関長 職 名 所長

| 氏 | 名 | 合田 | 幸広 | |
|---|---|----|----|--|
|---|---|----|----|--|

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

| ては以下のとおりです。 | | | | | | | | | |
|--|----------|-------|----------|---------------|------------------|--|--|--|--|
| 1. 研究事業名 食品の安全確保推進研究事業 | | | | | | | | | |
| 2. 研究課題名 食品添加物の試験法の検討及び摂取量に基づく安全性確保に向けた研究 | | | | | | | | | |
| 3. 研究者名 (所属部局・職名) 食品添加物部・主任研究官 | | | | | | | | | |
| (氏名・フリガナ) 久保田 浩樹・クボタ ヒロキ) | | | | | | | | | |
| 4. 倫理審査の状況 | | | | | | | | | |
| 該当性の有無 左記で該当がある場合のみ記入(※1) | | | | | | | | | |
| | 有 | 無 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査 (※2) | | | | |
| 人を対象とする生命科学·医学系研究に関する倫理 指針 (※3) | | | | | | | | | |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | | | | | | | | | |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針 | | | | | | | | | |
| その他、該当する倫理指針があれば記入すること | | | | | | | | | |
| (指針の名称: (※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守す | - × + /A | | フム四チリム | りつまがゆりったフロヘル | | | | | |
| (※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり履すす クレー部若しくは全部の審査が完了していない場合 その他(特記事項) | | | | | 番塩併み」にリエツ | | | | |
| (※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。 (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床を象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合 | | | | ム・遺伝子解析研究に関する | 倫理指針」、「人を対 | | | | |
| 5. 厚生労働分野の研究活動における不正 | 行為へ | の対応につ | ついて | | | | | | |
| 研究倫理教育の受講状況 | | 受講 🗸 | 未受講 🗆 | | | | | | |
| 6. 利益相反の管理 | | | | | | | | | |
| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の | 策定 | 有 ☑ 無 | □ (無の場合に | はその理由: |) | | | | |
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | | 有 ☑ 無 | □ (無の場合に | は委託先機関: |) | | | | |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | | 有 ☑ 無 | □ (無の場合に | はその理由: |) | | | | |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | | 有 🗆 無 | ☑(有の場合 | はその内容: |) | | | | |

機関名 国立医薬品食品衛生研究所所属研究機関長 職 名 所長

| 幸広 | | 合F | ζ, | 1 | 氏 |
|----|--|----|----|---|---|
|----|--|----|----|---|---|

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

| 1. | 研究事業名 | 食品の安全確保推進研究事業 | |
|----|-------|----------------------------------|--|
| 2. | 研究課題名 | 食品添加物の試験法の検討及び摂取量に基づく安全性確保に向けた研究 | |
| 3. | 研究者名 | (所属部局・職名) 食品添加物部・主任研究官 | |
| | | (氏名・フリガナ) 建部 千絵・タテベ チエ) | |
| | /\ | Ha Ner | |

4. 倫理審査の状況

| | 該当性の有無 | | 左記で該当がある場合のみ記入 (※1) | | |
|------------------------------------|--------|------|---------------------|--------|----------|
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査 (※2) |
| 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理 | | | | | |
| 指針 (※3) | | | | | |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | | Ø | | | |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 | | ٦ | | | |
| 等の実施に関する基本指針 | | otan | | | |
| 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理 指針 (※3) | | otag | | | |

^(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

| 研究倫理教育の受講状況 受講 ☑ 未受講 □ |
|------------------------|
|------------------------|

6. 利益相反の管理

| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 有☑ | 無 □(無の場合はその理由: |) |
|--------------------------|-----|------------------|---|
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 有☑ | 無 □ (無の場合は委託先機関: |) |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 有☑ | 無 □(無の場合はその理由: |) |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 有 □ | 無 ☑ (有の場合はその内容: |) |

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

機関名 国立医薬品食品衛生研究所所属研究機関長 職 名 所長

| 氏 名 合田 幸広 |
|-----------|
|-----------|

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

| 1. | 研究事業名 | 食品の安全確保推進研究事業 |
|----|-------|----------------------------------|
| 2. | 研究課題名 | 食品添加物の試験法の検討及び摂取量に基づく安全性確保に向けた研究 |
| 3. | 研究者名 | (所属部局・職名) 食品添加物部・主任研究官 |
| | | (氏名・フリガナ) 西﨑 雄三・ニシザキ ユウゾウ) |
| | | |

4. 倫理審査の状況

| | 該当性の有無 | | 左記で該当がある場合のみ記入 (※1) | | |
|-----------------------------------|--------|------|---------------------|--------|----------|
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査 (※2) |
| 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理 | | |] | |] |
| 指針 (※3) | | otan | | | |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | | Ø | | | |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 | | Ø | | |] |
| 等の実施に関する基本指針 | | | | | |
| 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理 指針(※3) | | | | | |

^(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

| 研究倫理教育の受講状況 受講 ☑ 未受講 □ |
|------------------------|
|------------------------|

6. 利益相反の管理

| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 有☑ | 無 □(無の場合はその理由: |) |
|--------------------------|-----|------------------|---|
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 有☑ | 無 □ (無の場合は委託先機関: |) |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 有☑ | 無 □(無の場合はその理由: |) |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 有 □ | 無 ☑ (有の場合はその内容: |) |

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

1. 研究事業名 食品の安全確保推進研究事業

機関名 日本大学 生物資源科学部

所属研究機関長 職 名 学部長

氏 名 丸山 総一

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

| 2. 研究課題名 <u>食品添加物の試験法の検討及び摂取量に基づく安全性確保に向けた研究</u> | | | | | | | |
|---|--------|-----------|------------------|--------------------|----------|--|--|
| 3. 研究者名 (<u>所属部署・職名) 生物資</u> | 資源科 | 学部・沿 | <u></u> | | | | |
| (<u>氏</u> 名・フリガナ) 大槻 | 崇 | (オオツ | キ タカシ) | | | | |
| 4. 倫理審査の状況 | | | | | | | |
| | 該当性の有無 | | 左 | 左記で該当がある場合のみ記入(※1) | | | |
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査 (※2) | | |
| 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理 指針 (※3) | | Ø | | | | | |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | | Ø | | | | | |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針 | | Ø | | | | | |
| その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:) | | \square | | | | | |
| (※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。 その他 (特記事項) (※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。 (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対 | | | | | | | |
| 象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行。 | | | - | | | | |
| | | | | | | | |
| 6. 利益相反の管理 | | | 7132111 | | | | |
| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 定 | 有 🗷 魚 | 無 □(無の場合は | その理由: |) | | |
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 7 | 有 🗹 魚 | 馬 □(無の場合は | 委託先機関: |) | | |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 5 | 有 🗷 魚 | 無 □(無の場合は | その理由: |) | | |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 7 | 有 口 魚 | 既 ☑(有の場合は | はその内容: |) | | |

- (留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
 - ・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。